

## プーフェンドルフの「ドイツ帝國政情論」について

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2340960>

---

出版情報 : 史淵. 19, pp.23-50, 1938-12-10. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# プーフエンドルフの「ドイツ帝國政情論」について

小林 榮三 郎

- 一、序 言
- 二、「諸邦の自由」觀・異説
- 三、統合要望と君主政體
- 四、諸邦成立の回顧
- 五、結 論

—

十七世紀の自然法學者として著名なプーフエンドルフ (Samuel von Pufendorf, 1632—1694) が未だハイデルベルクの少壯教授たりし一六六七年夏、モンツアンバーノ (Monzambano) など匿名の下に、出版地もジュネーヴと詐つて實はヘーグから發行したその「ドイツ帝國政情論」(De statu imperii Germanici) は、忽ちにしてドイツ朝野に一大センセーションを捲起し、稀に見る賣行を示したといは

れる。(二) 同年既に獨語譯の出現を見、二年後の一六六九年には佛譯が、更に一六九六年に英譯、一七〇六年にはオランダ語譯が現れてゐる。(三) ラテン語原版の刊行もまた多くの書肆の競つて企てることとなり、一七三四年までに十八種の多きに上つたといふ。(四) 以て本書の聲價をうかがふに足るのであらう。いはゆる最終版 (editio postuma) の獨譯者ドーフエ (Heinrich Dove) の言を藉れば、暗夜の稲妻の如く現れて、ドイツ帝國の將に赴かんとする深淵を眩しきまでに照し出した。(五) このモンツアンバールなる人物の正體如何は、世人の異常なる興味を惹いたが、これがプーフエンドルフなることを指摘した者も、初版の出て間もない一六六七年九月に既に存在したといはれる。(六) しかし當初はかのドイツ法史の權威コンリング (Conring)、またはその次にマインツ選帝侯に仕へてドイツ帝國政界に辣腕を謳はれたボイネブルク (Boineburg) などの著名の士にこれを擬する者が多く、プーフエンドルフが眞の筆者であることは、後に至つて次第に世人の知るところとなつたのであるが、彼自身は死に至るまでこれを否定し、しかも一方では密かに最終版の草稿を準備し、その歿後これが彼の本名を以て公表されたことによつて、こゝにはじめてその著述なることは確定するに至つたのである。(七)

エールトマンステルプファー (Erdmannsdorffer) は既にその「一六四八——一七四〇年のドイツ史」において、この「ドイツ帝國政情論」を指して、「ルツターの書『ドイツ國民のキリスト教的貴族に告ぐ』以來、ドイツ政論界における最も光輝ある作品」をまで絶讃した。(八) トライチュケ (Treitschke) もまたその「ザームエル・プーフエンドルフ」において、これを「同時代のドイツ帝國政論界における一

切の著書をして光りを失はしむる輝かしき作品」と稱してゐるが、<sup>(五)</sup> 少くともこれが當時の政治的著作として第一流に屬することは、今日何人も異論がないであらう。殊にそれが當時のドイツ帝國を指して「不規則にして怪物にも似たる或る組織體」(irregulare aliquod corpus et monstro simile) <sup>(六)</sup> と斷じたことは最も有名であつて、凡そ三十年戰役末年、ウエストフアリア條約以來のドイツを取扱つた殆どあらゆる史書に見ることが出来る。プーフエンドルフによれば、當時のドイツ帝國は、皇帝はあれどもその權力はおほむね諸邦に移つて單に往古の君主政體の名残りをこぼむるに過ぎず、さればこゝで或る者のいふが如く民主政體ではさらになく、またヒツポリトウス・ア・ラプテ(Hippolithus a Lapide)がその「わがローマ・ドイツ帝國における國是を論ず」(Dissertatio de ratione status in imperio nostro Romano Germanico) (一六四〇年刊)において力説したやうな貴族政體でもない。更にまた多くの法學者の説くが如く上記兩政體の混合でもなく、それは「同盟によつて結合された複數國家の一體系」(systema plurimum civitatum foedere nexarum) 即ち國家聯合に最も近いものであるが、純然たるそれでもなく、眞の國家聯合と眞の君主政體との中間的存在であつて、これ即ち不規則國家と稱する所以であることされるのである。<sup>(七)</sup> このいはゆる怪物論については、出版直後から幾多の反對論を生み、その後も多くの人々によつて種々の論難を加へられてゐる。プーフエンドルフ自身も後の版においては「怪物」の語を緩和し、終には全くこれを削除するに至つたが、不規則國家の説は最後まで堅持して擯げなかつた。<sup>(八)</sup> しかしこの不規則國家論も畢竟、かのボダン(Bodin)の流れを汲む主權概念の餘りにも構

子定規的適用によつて、國家聯合 (Statenbund) のみを知つて未だ聯邦 (Bundesstaat) なるものゝ存在し得ることに想到しなかつたがためであることは、既にブレスラウ (Breslau)・マイネッケ (Meinecke) 等のひとしく指摘せるところである。(十三)

しかしながら本稿において私は、かゝる怪物論あるひは不規則國家説の是非を更めて論じようとするものではない。私がこゝに特に考へたいと思ふのは、ドイツ諸邦の自主權即ちいはゆる「諸邦の自由」なるものに對するプーフエンドルフの態度についてである。けだしこの點について諸史家の見解は必ずしも一致せず、否むしる相當大なる懸隔を生じてゐるやうに見受けられるからである。しかもドイツ諸邦の自由なるものは、いはゆるドイツ的自由の理念と結んで、ひとり十七世紀においてのみならず十八世紀否十九世紀に至るまでも、ドイツ國家組織及び國民意識の發展における主要問題の一つであつた。この意味において今モンツアンバーノの「諸邦の自由」觀を繞るこれら諸家の説を紹介して、些か所見を述べることが、單なる證素的論議を超えて歴史的主流の一端に連なり得るであらう。たゞ私の不敏なる、あるひは判斷に際して不測の過誤なきを保し難く、切に大方の御批判と御教示を請ふ次第である。

## II

シエーフアー (Schäfer) はその「ドイツ史」第二卷においていふ、「ハイデルベルクの教授にして、後にスエーデンの、次でブランデンブルクの編史官となつたザームエル・プーフエンドルフをはじめと

して、國法學者達は皇帝の權力に比して諸侯のそれを本源的なりとする解釋 (die Auffassung von der Ursprünglichkeit der landesherrlichen gegenüber der kaiserlichen Gewalt) を間もなく普及せしめた」<sup>(十四)</sup>。こゝにシェーフアーのいふ「ハイデルベルクの教授」時代のプーフエンドルフの「解釋」とは即ち主としてモンツアンバーノのそれを指すものと考へて差支へないであらう。然りとすればその「解釋」なるものは、シェーフアーによれば、皇帝權に對して諸侯權の歴史的根據性を是認し、かくて「諸邦の自由」に左袒するものであつたと解せられるのである。リンドナー (Lindner) もその「世界史」第七卷においてモンツアンバーノに言及し、次のやうに述べてゐる。「プーフエンドルフもまた、上方に向つての完全なる主權は諸侯に歸屬するといふ非歴史的な思想から出發して、(ausgehend von dem unhistorischen Gedanken, dass den Fürsten die volle Souveränität nach oben zukomme) 大邦使節の常設的參事會を皇帝の側に設立するといふ提案をなし得るに過ぎなかつた」<sup>(十五)</sup>。プーフエンドルフ自らもまた、かつてモンツアンバーノに關する諸種の論難攻撃に對して、「諸邦の自由 (libertas Ordinum) を新教がドイツ内に確乎として存立する限り、モンツアンバーノにはドイツにおいて何らかの地位が残されるであらう」といつたといふ。<sup>(十六)</sup> 果して然りとすれば、シェーフアー、リンドナーの解釋はこゝに極めて有力なる裏書きを得るものゝ如くである。しかしながらヘルツレ (Hölzle) はその「モンテスキュー以前の古ゲルマン的自由の理念」においていふ、「ドイツ的自由 (die deutsche Freiheit) は、皇帝と帝國とに拮抗して擁護すべき財寶ではない。帝國の外部ではその自由の敵達が待構へ

てゐるのである。かくてプーフエンドルフは、諸邦の自由に對してもまた反對の立場に立つたものであつた、けだしそれらの諸邦は以前の君主政體を覆したところのものである。(So stand Pufendorf auch gegen die Libertät der Stände, die die frühere Monarchie untergraben haben.) 又して彼には君主政體が、國家の勢力を獨立のために最も頑丈な楯と考へられるのであつた」と。(十七) トライチエケの「ザームエル・プーフエンドルフ」においても次のやうに述べられる。「プーフエンドルフは專制君主政體をその國家理想とすることを告白する。この最も嚴しい形態の國家的統一のみが、ドイツ諸邦の自由 (die deutsche ständische Libertät) なるものゝもつ無紀律な利己心をば正しき秩序の下に服せしむることが出来るのであつた。されば當時の政論家・政治家中の自由精神の人々、即ちライプニッツやトマジウス、イエーナ (Jena) やマインダース (Meinders) はいづれも信念堅き專制主義者であつた」と。

以上、諸邦の自由一般に關して對立する諸家の解釋を見たのであるが、更に「ドイツ帝國政情論」第八章においてプーフエンドルフが述べてゐる病めるドイツの治療法についてもまた、諸邦の主權なるものに對する彼の態度を續つて二様の見解が存在する。ミュンヘン大學教授ヨアヒムゼン (Joachimsen) はその「ドイツ國家思想」において次のやうに記してゐる。「プーフエンドルフが卷末に至つて漸く踏ひがちに、また自信さへなく、自分の藥局から取出して來るところのものは、どうしても健康となすことの出来ない病人に對してその壽命を延ばしてやる藥劑たるに過ぎないのである。彼はドイツが純然た

る國家聯合 (ein reiner Staatenbund) の方へと漂ひ行くのを見る。しかし彼は凡そこの進行を促進し得べき一切のものが避けられることを望んでゐる。(aber er wünscht alles vermieden zu sehen, was die-  
sen Vorgang beschleunigen könnte.)」と。即ちヨアヒムゼンによれば、プーフエンドルフの理想とする國家形態は君主政體であり、これこそドイツの健康恢復への眞の道であるが、現實のドイツを見るに、既に牢乎たる勢力を保有せる諸邦は更に益々完全なる主權を有する國家へと發展せんとし、かくて帝國は國家聯合的組織に向つて進行しつゝあるが故に、君主政體の建設は事實上不可能であり、已むを得ずプーフエンドルフはただ消極的に、國家聯合へのこの進行を少くとも現在の程度にて阻止せんとするものであつたと解されるのである。これとほぼ同様の見解は、「ドイツ帝國政情論」を初版に據つて獨譯したプレスラウの序文にも見ることが出来る。彼によれば、そもそも「ドイツ帝國の國是について」と稱する第八章の題目において、「國是」(ratio status)なる理念が既に現存國家組織の維持を目ざす意味において用ゐられてゐるのに加へて、更に「プーフエンドルフの如き明敏なる政治家にとつて、帝國の國家組織の不規則なる状態を正規のそれに變すべき根本的治療法は存在し得なかつた」のである。かくて如何に君主政體の優越を確信せるプーフエンドルフといへども、殊にハプスブルク家の政策が自家の王朝的領土の利害のために帝國を利用せんとするにあることを指摘した彼としては、君主政體の建設を唱へ得ないのである。「しかし他方において、帝國を改造して、これを諸地方が完全なる主權をもつ眞の國家聯合となすこと」(die Umbildung des Reiches zu einem wirklichen Staatenbund mit voller

Souveränität der Territorien) もまた同様に不可能であるか、あるひはまた、さうしようと努力することは不得策であつた。」けれど實際においてオーストリアはかくの如き眞の國家聯合への改造を斷じて承認しないであらうから、強ひてこれを行ふにはオーストリアの勢力をドイツから完全に排除しなければならぬが、それは事實上不可能であり、また策の得たるものでもない、とするのがプーフエンドルフの意見であつたとブレスラウはいふのである。かくてブレスラウによつても、プーフエンドルフは國家聯合への完成に反對したものと考へられるのであるが、それがヨアヒムゼンの解釋と異なる點は、その反對がヨアヒムゼンにありては國家聯合への進行を促進する一切のものを避けんとする積極的態度において解せられてゐたのに對して、ブレスラウにありては可能か不可能かの問題として消極的な立場において理解せられてゐることにある。エールトマンズデルファーも「一六四八——一七四〇年のドイツ史」において、「プーフエンドルフの勸告は、畢竟、ウエストフアリア條約によつて認可されたこの改革する能はざる混合的狀態 (der nicht reformirbare Zwiterzustand) を維持すること以外には策のとるべきものがない、といふにある」と述べてゐる。(註) これまた上記の説と同じく、ドイツ現在の状態たる國家聯合と君主政體との中間的形態をそのまま維持せんとするもので、君主政體の殘滓を清算して純然たる國家聯合となすことはプーフエンドルフの意圖にあらずとするものと見ることが出來よう。

しかるにドイツにおける近世史研究の權威フリードリツヒ・マイネツケはその著「國是の理念」においてこの點に關して次のやうな注目をすべき見解を述べてゐる。「プーフエンドルフにとつて、君主政體

的統一國家に復歸することは事實上不可能と考へられ、あるひはたゞ激烈なる變革の結果としてのみ可能と思はれたので、彼はドイツがこの一度びとられた單なる國家聯合への道を徹底的に終りまで辿る (den einmal beschrittenen Weg zur blossen Staatenföderation konsequent zu Ende gehen) ことにきいてのみ、健康恢復への道があるを考へた。彼の改革案の頂點は、皇帝を單なる聯合首長の地位にまで押下げ (Seine Reformvorschlüge gipfelten darin, den Kaiser auf die Stellung eines blossen Bundesoberhauptes herabzudrücken) せうしてあらゆる聯合關係事項 (Bundesangelegenheiten) についての議決のために常設の聯合會議 (Bundesrat) を彼の側らに設置するといふことにあつた」と。(註) プーフエンドルフの提案が果してマイネツケのいふが如き「改革」案であつた否かは姑く措いて、とにかくマイネツケによれば前掲の諸説とは反對に、君主政體と國家聯合との中間に立つドイツにおいて前者への道が閉塞されてゐる以上、後者即ち完全なる主權をもつ諸邦による國家聯合への一路邁進こそ、プーフエンドルフの提供した藥劑であつたと解せられるのである。なるほどマイネツケは更にこの「改革案」を仔細に検討することによつて、そこにかくの如き國家聯合に對する態度と矛盾する今一つの傾向の存在することを發見する。マイネツケはいふ、「彼が欲した國家聯合なるものは、たゞ主權的國家からのみ成り得るものであつた。(Ein Staatenbund, wie er ihn wollte, konnte nur aus souveränen Staaten bestehen.)」ところで彼の改革案はどうかといふと、各邦の主權をば、聯邦 (Bundesstaat) にとつては可能なるも國家聯合 (Staatenbund) にとつては不可能なるが如き仕方において制限するものであつた」と。即

ちブーフエンドルフは、聯合諸邦間の紛争に際しては、これに關係なき諸邦の仲裁裁定(Schiedspruch)によつて解決せんとするのであるが、この裁定は必要已むを得ぬ場合には強制的に貫徹するべきものにしてゐる。かゝることは畢竟諸邦の主權を制限するの結果に陥るものであるとマイネツケは解する。しかしながら更にマイネツケによれば、かくの如き傾向は、ひとり彼の「愛國的希望」(patriotische Wunsch)からばかりでなく、また彼の心耳にひそかに囁くところの「健全なる歴史的政治的なる直覺」(eine gesunde historisch-politische Intuition)または「本能」(Instinkt)から流露し來つたところのものであつて、これが彼をしてかくの如き「改革案」を提出せしめ、終に「自己の國法的理論と自己の政治的希望及び要求との間における奇妙なる矛盾」に陥らしめたものであるといはれる。かくてブーフエンドルフはドイツ諸邦の主權を制限せんとし、屢々ドイツ全體を暗々裡に自明的に一個の統一的國家として取扱つて居り、また彼は一般にドイツ諸力の結束を要望し、國家聯合が君主政體に遙かに劣ることを指摘する。しかしこれらのものも要するに、マイネツケによれば單に「愛國的希望」または「直覺」あるひは「本能」から出で來つたものであつて、「ドイツ帝國政情論」全體の理論的構成は、従つてまた「改革案」そのものゝ理論的意圖は、あくまで諸邦の主權を認むる國家聯合の立場に立ち、これに向つての完成を以てドイツ現狀唯一の健康恢復法としたものと解されるのである。(註)以上マイネツケの説を見て來たのであるが、ラムプレヒト(Lamprecht)もまた既にその「ドイツ史」第六卷において「帝國が今や崩壞したとすれば、より有望なる存在の新たなる基礎は、これを聯邦に完成すること(seine

völlige Durchbildung zu Bundesstaat)のうちに求められなければならない」といふのがプーフエンドルフの意見であつたと記してゐる。(廿四)既に序言の項において見たやうに、プーフエンドルフ自身は未だ「聯邦」なるものを知らなかつたのであるから、ラムプレヒトのこの用語は不正確の譏りを免れ難いがかゝにラムプレヒトのいはゆる「聯邦」なるものも、畢竟マイネツケのいふ「國家聯合」と殆ど同じ意味において用ひられてゐることは、彼が同じく「ドイツ史」第六卷の他の個所においてモンツアンバーノに論及して、「プーフエンドルフは強力なる主權への道を諸邦に開いてやらう (den Reichsständen den Weg zur kräftigen Souveränität freimachen) とした」と述べてゐることによつては察し得られるであらう。(廿五)かくてラムプレヒトもまたモンツアンバーノの處方箋がドイツ諸邦の主權確立による國家聯合の完成にあつたとするものと考へて差支へないであらう。

かくの如くして「諸邦の自由」を中心問題として殆ど對蹠的ともいひ得べき二様の解釋が存在するとすれば、吾人はそのいづれに據るべきであらうか。プーフエンドルフはシェーフアーのいふ如く、諸侯權の本源性を主張するものであつたか。またリンドナーの説くやうに彼は諸侯の完全なる主權を認むる「非歴史的」な思想から出發するのであるか。それとも諸邦の自由はヘルツレ、トライチユケのいふ如く斷じて擁護さるべきものではないのであるか。あるひはヨアヒムゼンの唱ふるが如く國家聯合への進行は少くとも現狀の程度において阻止さるべきか。それともマイネツケ、ラムプレヒトのいふやうに、國家聯合への道こそプーフエンドルフの意圖であらうか。これが吾人の課題である。

## 三

「ドイツ帝國政情論」第六章は「ドイツ帝國の形態について」と題せられて、プーフエンドルフの最も得意とする國家形態論、殊に不規則國家説の見ゆる最も有名な章であるが、その劈頭には次のやうな言葉が記されてゐる。「自然的なまた人工的な組織體 (corporata) の健全性と有爲性は、各部分相互の渾然たる調和と結束 (apta partium inter se harmonia et connexio) から生じ來ると同様、精神的な組織體即ち社會的團體もまた、その各部分が相互によく結合されてゐるか否かによつて、即ち正式の形態をとつてゐるか、それとも何らか不規則にして怪物的なるものゝ觀を呈してゐるかによつて、それが強力なものか無力なものかを判断することが出來るのである」と。(廿六)

かくの如き結束統合に對する要望は、その他多くの個所に見ることが出來るのであつて、それはまたおのづから君主政體に對する高き評價となつて現れて來るのであつた。「ドイツ」帝國の能力と諸疾患について」と題する第七章に見ゆる次の言葉は、最も明白に彼の立場を示すものといふことが出來よう。「正しき君主國 (iustum regnum) の形態に變ずれば全歐洲にとつて怖るべきものとなるであらう。このドイツ帝國の力も、内部の諸疾患と騷擾とによつて、今や自身自身を護ることが辛うじて出來るほどに弱められてゐる。かゝる禍害の主要なる原因は、この國家の拙劣にして亂雜なる構成 (inconcina maleque digesta reipublicae compages) に存する。たゞへいかに多勢といへども、各人が勝手なことをしては一個人の力以上には出ないのであつて、すべて強さといふものは結合 (coniunctio) から生ず

るものである。さうして複数のものが合生して一個の自然的組織體となることは不可能であるから、多數者のもつ力といふものは、それが恰も一個の精神によるが如く一個の意圖によつて (uno consilio) 指導されるべきに統合されるのである。(uniantur) かくの如き統合 (unio) が緊密にして渾然たるものであればあるほど、その社會的團體はそれだけ益々強力であるが、各構成員の聯結 (combinatio) が弛くして適正を缺けばその結果は必ずや萎微と疾病とを招來する。最も完全にして且つ特に永續性ある統合 (perfectissima unio et ad durumtatem apta) は、よく整頓せる君主國 (regnum rite compositum) において認められる。けだし貴族政體の諸國は殆んど單に、その國家の主要なる諸力が一個の都市に集つてゐるところにおいてのみ、よく存立し得るものであるが、そのことは別とするも、その本性上君主政體の諸國 (monarchiae) よりも脆弱である。(中略) 同盟によつて複数の國家から合成された體系は、遙かに一層弛く結合してゐて、一層容易に攪亂され分裂し得るものである。(Ex pluribus civitatibus per foedus congruentata systemata longe laxius cohaerent et facilius turbantur aut dissolvi possunt.)」云。

② かくてプーフエンドルフによれば君主政體こそ最良の國家形態であつて、最もよく國家統合の實を擧げ得るものであり。これに比すれば「同盟によつて複数の國家から合成された體系」即ち國家聯合は遙かに劣るものと明言されたのである。また君主政體が發揮するかくの如き統合的効果は、制限君主政體においても失はれるものではない。このことは第六章において次のやうに述べられる。「凡そ君主政體國家 (monarchiae) に二種あり、專制的と制限的これである。前者においては、ひとり王 (rex) ——そ

の名稱の如何を問はず——のみが、最も重要な國事を自己の裁斷によりて決するの權を有する。しかるに後者においては、王は統治權の行使にあつて一定の法規によつて制限されるのである。」<sup>(廿八)</sup> しながら「いかに王が制限を蒙らうとも、とにかくその王國全體の諸力の指導と適用とは結局その王に歸するのであつて、その結果これら諸力は、恰もいはゞ一個の精神によつてすべてのものが支配されるやうに見えるが如く、王の下において共同の利益を圖るために統合されるのである。」<sup>(廿九)</sup>

プーフェンドルフは更に第七章において獨佛の國力を比較するに際しても、フランスがその君主政體の故に有する利益に言及することを忘れてはゐない。ドイツ現時の状態は、「今日最も榮えてゐるフランス王國と比較するとき、一層あやしくなつて來る。しかしながら、もし兩國の力をその長所と短所とについて——尤もその長所はフランスにありてはその正規の君主國 (*regularis sua monarchia*) から生ずるものであり、その短所はドイツにありては支離滅裂の國家形態 (*dissoluta reipublicae forma*) から生じてゐるのであるが(かゝる政治形態上の長所短所は別として)——それらの力のみを見るならば、ドイツの方に優越を認めなければならないであらう」と。<sup>(三十)</sup> なほプーフェンドルフの君主政體禮讚は、ひとより純政治的方面に止まらず、宗教問題を論ずるにあつてもまた現れて來る。第八章においてカトリック教會組織の結束ぶりは次のやうに語られる。「この僧侶たちの國家そのものは、いかに巧妙に組合はされてゐることか、またいかに緊密にすべてのものが相互に結合されてゐることか。されば天地開闢以來いかなる組織體といへども、かくもよく整備し、かくも確乎たる根柢の上に立つものはなかつた

といふも殆ど過言ではないであらう。先づ第一にその國家は、最も正しい君主國 (correctissima monarchia) の姿にまで整へられてゐる」云。(註一)

しかしながらかくの如き統合と君主政體とに對する強き執着にも拘らず、現在のドイツにおいて諸邦の勢力は既に餘りにも深く根ざしてゐる。従つて今もし強ひてこれを拔去せんとするならば、必ずや一大擾亂を捲起し、かくて諸邦中に外國の援助を請ふものを生じ、さらでだに虎視耽々たる列強はドイツ内政干渉の好機を得てその野心を逞うするであらう。これプーフエンドルフの最も怖れるところであつた。かくて彼はいふ、「ドイツは最大の動搖と事態の混亂なくしては、正しく君主國 (iustum regnum) の制度に改造され得ないものである」云。(註二) またいふ、「ドイツの状態の歪みといふものは、硬化してゐるので、國家全體の倒壊なしにはこれを正しき君主國の制度に改造し得ない」云。(註三) 更にこのことはまた「ドイツの病的な状態が何に堪へ得るかといふことは容易に明かである。いかなる變化といへどもかくの如き状態に對しては、激烈なる動搖を及ぼし得るからである」ともいはれるのである。(註四)

#### 四

プーフエンドルフの統合要望と君主政體に對する態度とを見て來た我々は、更に彼が古きドイツの姿とその國家的發展及び諸邦成立の過程とを回顧するときに、いはゆる「諸邦の自由」に對していかなる評價を下してゐるかを見なければならぬ。「ドイツ帝國の起原について」と題する第一章において彼

はいふ、「諸地方のかくも廣汎なる範圍に亘つて、往昔諸部族がかなり多數居住してゐた。これらの部族は部族員の數と力とにおいて極めて強力であるが、しかしそれらの部族は夫々單獨に殆んど孤立的に独自の國家を建設してゐたのであつて、言語ならびに風習の相似と起原を共通にすることによつて結合される以外には、互ひに判然たる別個の國家をなしてゐた。それらの大部分は儘かに民主的政治を行つてゐた。なるほど王を有するものも若干あつたが、しかしその王なるものは命令的權力よりもむしろ勸告的權威をもつものであつた。けだしこの民族は決して完全なる隸屬を忍び得なかつたからである。さればかの古ゲルマニアは決して統一的國家 (*unum imperium*) を構成することがなかつた。(中略) しかしながらかくの如き自律 (*autonomia*) は、自由なるものゝもつ或る優れた外觀によつて (*eximia quadam libertatis specie*)、彼ら古ゲルマン人の特に好むところであつたけれども、しかもその結果はかくも多數の國家が極めて頻々と相互に戦ふことゝなつた。さうしてまた、これら諸部族の成員を結束すべき何らの統一的國家も存せざるがために、さもなくば最も強きこれらの部族も外敵の侵入を免れ得ざるに至つたのである。否それどころか大部分の部族は、共同の危険に對して時機を失せず同盟を結成して防衛にあたることさへもせず、各部族が個別的に戦ひ、かくて諸部族悉く破られるに及んで漸く彼等は一致 (*concordia*) なるものゝ利を悟るに至つた」と。(舟五) 即ちブーフエンドルフによれば古ドイツ人の愛好した自由もまた、それが統一的國家の結成を妨げたといふ一點において深く遺憾とされるのであつた。次でフランク王國の時代に入れば、「カールの治下においてドイツはフランク王國の一部

をなし、かなり無制限であつたと思はれるその支配權に服してゐた」のであるが、「カールの息ルートヴィヒ敬虔帝の下においてドイツは、かの地方官たちの權威と權力とが次第に増大し始めたことを除けば、以前と同じ状態にあつた。しかるにその後このルートヴィヒの息子たちが父の帝國を分割するに及んで——これをフランク權勢の喪失とカロリング王朝没落の主因をなすものであつたが——ドイツはフランク王國の他の部分から分離して、敬虔帝の息ルートヴィヒをドイツ獨自の王として得るに至つた。」  
〔冊六〕かくてプーフエンドルフはいふ、「フランク人の力によつて一度びドイツ諸部族が結束する (*coar-luere populi Germaniae*) や、彼等は歐洲人の間にあつて常に最も強力なる組織體を構成してゐるのが見られた」と。〔冊七〕さうしてこの時代こそドイツは「正規の君主國」 (*regnum regulare*) であつたといはれるのである。〔冊八〕

しかしながらドイツ國家組織現時の亂脈を招來すべき淵源は既にそこに生じ來りつゝあつた。それは即ち地方に於ける貴族の勢力増大である。「もとよりドイツの公や伯は當初は本來の意味における官職であつた。」〔冊九〕しかるにそれが次第に今日の諸邦を形成して來たことを以て、ドイツの或る論者はこれを皇帝の賢明なる政策に因るものとして賞讃するのであるが、かくの如き所論に對してプーフエンドルフは極めて痛烈なる嘲笑を浴せるのである。即ちフランク王國以前の古ドイツ人にありて、「公」 (*dux, Herzog*) は戰爭勃發の際最も勇敢なるものを以て任ぜられたところの軍事的官職であつて、平時は多く貴族中から選ばれた「伯」 (*comes, Greven, Graven*) なるものが司法行政にあたつたのである。「後に

フランク人は、アレマニアその他のドイツ諸地方を征服するに及んで、ローマ人の慣例に倣つて諸屬州に公を置き、軍事及び平時の事項を統べさせたが、時としてこの外に司法のために伯が加へられた。また公なしに伯のみの統治に委ねられた屬州もあつた。しかしこれらの權限はいづれも本來の意味における官職に外ならなかつた。しかるに時代の経過とともに、これらの公は終生任命され、また大抵の場合父のあとにはその子が補せられたので、公は自己の權勢を固むるに寔に好適の機會を得、徐々に自己の君主の權威を輕んじ、自己に委託されたる屬州をば、いはば自己の世襲家産の中に數へ始めたのである。しかしながらかかる管理が殊に軍事的事項をも包括せる場合、それが世襲化することよりも以上に君主政體にとつて有害なる過誤 (*magis exitabilis monarchis error*) は生じ得ない。従つて筆者は或るドイツの著述家たちがこれを恰も賞讃に値する賢明なる所業であるかの如く辯議するのを讀むときに殆ど失笑を禁じ得ないものである。けだし功績顯著なるものに充分の賞を與へることは、いかにも王に相應しき褒賞である。しかし主人たるものが、もし自分の奴隸全部を解放せんと欲するならば、次には自分の靴を自分で磨くことになるであらう。」またいふ、「しかし特に愚かしいことは、支配者たるものが自己の支配下にその支配權を輕んじて罰せられずに濟む多くの者を有するといふことによつて、支配者の尊嚴を評價することである。けだしこれらの著述家の間拔けさ加減を立證するに足る一事は、彼等が彼等自身の公法學者をイタリヤ・フランス・スペインの著述家たちに臆面もなく對立させてゐることであつて、これら公法學者の大部分が政治學の初歩すらも理解してゐなかつたことは、この學者たち自

身の早産兒的著書がこれを證して餘りがある」と。(頁七二)に官職の世襲化がプーフエンドルフによつて、君主政體に對し極めて有害なる「過誤」と呼ばれてゐることは、注目に値するであらう。この言葉は更にカール大帝及びその以後についての記述においても繰返されてゐる。即ち「カール大帝はその祖先たちの過誤 (maiorum error) に氣づいて、餘りにも廣太なる面積を占むる公領の大部分を廢し、且つ比較的に廣い屬州はこれを數區に分ち、伯をして統治せしめた」のであるが、「しかしカールの後には再び以前の過誤 (antiquus error) に陥つたのであつて、これらの官職においては殆ど息が父の後に補せられたばかりでなく、なほ數個の伯領の合併により、あるひはカールの後裔の意思によつて、若干の公領が設立されて諸地方の廣大なる面積を掩有したのであつた。」(頁十一)

モンツアンバーノはまた、かくの如き官職の世襲化を許し諸邦の發展を助長した皇帝の處置を以て、「氣前のよき」(liberalitas) または「無氣力なる軟弱な」(siccus facitas) と稱する。第三章において彼はいふ、「その勢力を皇帝の氣前のよさに負ふてゐる諸侯もまた存する。この事例は殊にオットー家の歴史に多い。かゝることが君主政體の諸法則にとつて適當なものであるか否かは、今こゝに調査の限りでない」と。(頁七三)第六章においても次のやうにいはれてゐる。「かくて政治學の規矩に照すならば、ドイツは不規則にして怪物にも似たる或る組織體であるといふの外はない。その組織體は時代の経過のうち、皇帝たちの無氣力なる軟弱さと、諸侯の野心 (ambitio) と僧侶たちの不逞 (turbulentia) とによつて、正規の君主國 (regnum regulare) からかくも無統制な形態 (tam male concinnata forma)

へと變化したのである」云。(四十三) 宗教諸侯及び都市自主權の發展についてもプーフエンドルフはいふ、「ドイツの司教たちは、極めて大なるその權勢を、主として初期の皇帝たちの氣前のよさに負ふてゐる。」(四十四) また「いとも神聖なる宗教的身分に對する敬意が私を制止しないならば、私は彼等僧侶たちをば人間の中の最も無道なる者といふであらう。けだし彼等は、結果の示す如く甚だしく無分別なものであつたところの皇帝たちの慈善心 (*munificencia Imperatorum, ut eventus ostendit, valde inconsulta*) をば、皇帝の高位を破壊することのために濫用したからである」云。(四十五) 即ちこゝにおいて皇帝たちの慈善心は「甚だしく無分別」であつたといはれてゐる。都市についても次のやうな記載が見られる。「都市は當初においては村落よりも寛大な取扱ひを受けてゐたことはいへ、しかも王または皇帝の權力にはひとしく服してゐたのであつて、これらの王または皇帝は、伯あるひは王使 (*Missi Regni*) を派して司法にあたらしめた。後に至り皇帝たちの法外な氣前のよさによつて (*enormi Imperatorum liberalitate*)、多くのものはあるひは司教あるひは公または伯の權力下に服し、爾餘のものが皇帝のみに直屬した」云。(四十六) こゝにも「法外な氣前のよさ」といふ言葉が用ひられてゐる。また第三章・第四章においてかくの如き諸邦發展の跡を述べて來たプーフエンドルフは、第五章の劈頭においていふ「いかなる機會によつてドイツ貴族が君主國の制度と全然相容れない法外な生長 (*enormia incrementa*) を始めたかは上述の通りである」云。(四十七)

かくて君主政體を以て理想的國家形態とするプーフエンドルフが、ドイツ國家組織のかくの如き變化

を目して「退化」と呼ぶことは、敢て怪しむに足らないであらう。「これはあらゆる退化 (degeneratio) の本性であるが、自己の本源 (principium) から遠く離れた場合には、落下的な運動によつて、いはゞ自然的に他の極端へと赴くものである。しかしこれを以前の形態に引戻すことは極めて困難であつて、一度び山腹に押遣られた石は、これを平地まで轉落させることは最も容易であるが、頂上に返すことは途方もない勞苦を費すことによつてはじめて可能である。丁度それと同様にドイツは最大の動搖と事態の極度の混亂なくしては、正しき君主國の制度に改造され得ないのである。」(四十七)

## 五

以上極めて簡略ながらモンツアンバーノにおける諸邦發展觀を見て來たのであるが、それによればプーフェンドルフは少くともこの「ドイツ帝國政情論」に關する限り、決してシェーファアのいふが如く「皇帝の權力に比して諸侯のそれを本源的なりとする解釋」を抱くものではなく、むしろ諸侯はかつて帝國の官吏たるに過ぎず、それがフランク王國時代の「過誤」により、また皇帝の「氣前のよさ」あるひは「無氣力なる軟弱さ」または「無分別」なる「慈善心」を利用して、今日の牢乎たる勢力を築くに至つたことが強調されてゐるのである。従つてまた彼は、リンドナーのいふ如く上方に向つての完全なる主權は諸侯に歸屬するといふ「非歴史的」な思想から出發するものでも斷じてなかつた。なるほどプーフェンドルフはドイツの現状において諸侯の權力は既に主權と呼び得るものに極めて近づいてゐることを認める。しかしながらそれはあくまで現實の觀察であつて、諸邦成立の回顧にあたつてはその權力

に對して極めて不利なる「歴史的」思想を堅持するものであつたといはなければならぬ。さうしてかくの如き現實と史的回顧、あるひは現實と理想との對立こそ、いはゆるモンツアンバーノの「改革案」に關するマイネツケ、ヨアヒムゼン等の見解の相違を生んだ所以であるといひ得るであらう。

第八章においてプーフエンドルフは病めるドイツに對する調劑を發表するに先立つていふ、「私が論議の基礎として考へておきたいことは、ドイツの状態の歪みといふものはいはゞ硬化してゐるので、國家全體の倒壊なしには、これを正しき君主國の制度に改造し得ないといふことである」と。即ち前二項において見たやうにその理想としてはドイツの統合と君主政體を要望し、史的回顧にあたつてもこの理想の見地から諸邦に對して不利なる觀察を下したプーフエンドルフも、現實のドイツを正視するとき、かくの如き理想への道は、殊に正しき君主政體への復歸の道は殆ど完全に斷たれてゐることを見出さなければならなかつたのである。しかれば残された道は何であるか。「ところでその状態は、同盟せる複数の國家の或る體系 (*systema aliquod plurium reipublicarum foederatarum*) に最も近づいてゐるので、その國家を維持するには、かくの如き同盟諸國 (*socii*) の尊重すべきものとして政治學者等の規定せるが如き藥劑を用ひるのが最も安全である。それら同盟諸國は何よりも先づ、他の所有物を獲得することよりも自分のものを失はないやうにすることに留意しなければならぬのである。」かくてプーフエンドルフの處方箋は、與へられた最悪に近い條件の下における自己保全の消極政策たらざるを得ない。「そこで最も大切なことは内部の和合 (*interna concordia*) を保持することである。この目的のため

には、各々がその權利を失ふことなく、また何者といへども弱者を壓迫することを許されず、かくて勢力の不均等にも拘らずあらゆるものゝ自由と安全とが均等に存することが最も緊要である」しからは具體的方策は如何。「もし同盟諸國の體系（國家聯合）（*systema sociorum*）が一人の首長（*princeps*）を戴かんとするならば、その首長が支配權（*dominatus*）を得んと欲することのないやう大いに豫戒しなければならぬ。それには殊に軍隊と城塞とを首長の權力下におかないやうにするがよい。更に首長は正確且つ嚴密な法規によつて規制されるばかりでなく、その首長のために何らかの常設的な參事會（*consilium*）を設立すべきである。この參事會は同盟諸國を代表するものとし、全同盟國の豫め定めたるところに依つて國家全體（*tota respublica*）に關する通常事項の處理を委任される。一切の對外事項（*omnia quae exteriis cum republica intercedunt*）は同參事會に提出され、一應そこで審議の上、各同盟國にその報告を行ひ、最後に一般的決議が採擇されることとする。なほ困難な問題が起れば同參事會は同盟諸國の臨會總會を行ふべく、但し經費の過大を避け且つ審議の進行を速かならしむるために、正確なる議事日程を規定しておかなければならぬ。」（四十九）

既に第二項において見た如く、マイネツケはこれを以てプーフエンドルフの「改革案」となし、それは要するに「一度びとられた單なる國家聯合への道を徹底的に終りまで辿ることに於いてのみ、健康恢復への道があるを考へ」て、「皇帝を單なる聯合首長の地位にまで押下げ」んとするものと解するのであつた。ラムプレヒトもまた「プーフエンドルフは強力なる主權への道を諸邦に開いてやらうとし

た」と考へるのである。慥かにこゝに於てプーフエンドルフはドイツ諸邦を既に「同盟諸國」の名を以て呼んでゐる。また皇帝は「首長」として止まるべく、それが「支配者」とならないやうな大なる警戒を必要とすることが強調され、同盟諸國の「參事會」の設立が提唱されてゐる。その意味において、純然たる國家聯合への進行を促進し得べき「一切のもの」が避けられることをプーフエンドルフが望んだとするヨアヒムゼンの説は、修大されなければならないであらう。またその限りに於いてこれを「改革案」と呼ぶことも、「皇帝を單なる聯合首長の地位にまで押下げ」んとしたものと解することも不可能ではないであらう。しかしながらプーフエンドルフにとつて「ドイツの病的な状態が、何に堪へ得るかといふことは容易に明か」であつたのであつて、けだし「いかなる變化といへどもかくの如き状態に對しては、激烈なる動搖を及ぼし得るから」であつた。さればこそ折角の「參事會」の提案もオーストリア側の反對を押切つてまで遂行さるべきものではなかつた。プーフエンドルフはこの提案の直後にいふ、「しかし勿論オーストリアがかくの如き參事會の設立を應諾するといふことは殆んど信じ得られないやうに思はれる、けだしオーストリアは自己の權力を市民的な程度に制限されることを拒否してゐるからである。しかもドイツの事態は、オーストリア家の男系が斷絶しない限り、皇帝の位を他家に移すことを許さないものである。そこでオーストリアが既得の權力に甘んじて、諸邦に將する支配權を要求しないやう、その自制を乞求むべきである。諸邦としては、もしその權利を犯さるれば斷然一致してこれに反抗しなければならない」と。(五七)かくて要するにプーフエンドルフの根本的態度は、内に三十年戰役

の創痕未だ癒えず、外に列強の虎視耽々たるものある當時のドイツにおいて、一切の激烈なる變動を避け、ひたすら「内部の和合」を維持せんとするにあつたことを知らなければならぬ。従つてこゝに彼が提唱するところのものは「改革」案と呼ぶには餘りにも保守的であり現状維持的である。またこれをマイネツケのいふが如く、一度びとられた單なる國家聯合への道を「徹底的に終りまで」辿らんとするものと解することも、適當ではないであらう。けだしドイツはこゝに至つてもなほ一個の國家として *respublica* なる單數形を以て呼ばれてゐるからである。それはまた皇帝を單なる聯合首長の地位にまで「押下げ」るが如き提案を一應はしてゐるけれども、この提案もオーストリアに向つて強制さるべきものではなく、オーストリアの應諾は殆んど豫想され得ないものとして單にその自制が「乞求め」られるに過ぎないのである。況んやそれはラムプレヒトのいふが如く「強力なる主權」への道を諸邦に「開いてやらうとした」ものでは決してなく、たゞ諸邦が既に有する主權に近き權力を承認せんとするものである。なるほど諸邦はオーストリアによつてその權利を侵害されんとするとき、斷乎としてこれに抵抗することが懲慥されてゐる。しかしこれとても畢竟「内部の和合」を維持せんとする根本方針より出づるものに外ならない。かくの如くして「諸邦の自由と新教がドイツ内に確乎として存立する限り、モンツアンバーグにはドイツにおいて何らかの地位が残されるであらう」といふプーフエンドルフ自身の言葉についてもまた、吾人はその「諸邦の自由」なるものが要するに「勢力の不均等にも拘らずあらゆるものゝ自由と安全とが均等に存すること」のためであり、これまた「内部の和合」を保持せんがため

に過ぎなかつたことを知るのである。(五十一) さうしてかゝる「内部の和合」提唱こそ、最悪に近い現實のドイツにおいて、彼が抱懐する統合と君主政體との理想に向つての許されたる唯一の努力であつたといはなければならぬ。ともあれ「ドイツ帝國政情論」が十七世紀後半において、かくの如き統合要望と君主政體尊重の態度とを以て「内部の和合」を高唱するものであつたことは、決して忘れらるべきではないであらう。

以上本稿においては専らいはゆる「諸邦の自由」なるものについて、これに對するモンツアンバーノの態度を考察するに止まつたのであるが、なほモンツアンバーノが有する強きドイツの意識は、かの十七世紀ドイツにおけるバロック愛國心 (Barockpatriotismus) とも相通するものあるを想はしめ、更にそれが神聖ローマ帝國におけるローマ的傳統を極力排斥することは、こゝに古き帝國理念 (Reichsidee) に代る新たなるその生長を考へしむるものであるが、これらの問題は他の機會に譲つてこの拙き小篇を終りたいと思ふ。

(一) Severinus de Monzambano (Samuel von Pufendorf) De statu Imperii Germanici.

Nach dem ersten Druck mit Berücksichtigung der Ausgabe letzter Hand herausgegeben von Fritz Salomon. (Quellen und Studien zur Verfassungsgeschichte des deutschen Reiches in Mittelalter und Neuzeit, Band III,

Heft 4.) Weimar 1910. サローモンは Imperii 大文字にしてゐるが、通常小文字で記される。

(二) 一七一〇年の報告にドイツ内のみで三十萬部を超えたといふのは誇張とされる。Salomon, (Einleitung) S. 3. Bluntschli, Geschichte der neueren Statswissenschaft, München 1831, S. 138f.

- (三) Salomon, (Literaturverzeichnis) S. 15ff. Cf. B. Auerbach, La France et le Saint Empire Romain Germanique, Paris 1912, P. XV suiv. (四) *ibid.* (Einleitung) S. 3.
- (五) Pufendorf, Die Verfassung des deutschen Reiches. Aus dem Lateinischen übersetzt von Heinrich Dove. (Reclam 966) 1877. S. 3. (Einleitung)
- (六) Salomon, (Einleitung) S. 3.
- (七) *ibid.* S. 3 f. Dove, (Einleitung) S. 5, 10.
- (八) B. Erdmannsdorffer, Deutsche Geschichte von 1643—1740, Bd. I, S. 53. (Oncken, Allg. Gesch., III. 7.) マンナー書は An den christlichen Adel deutscher Nation (1520).
- (九) H. v. Treitschke, Historische und politische Aufsätze, Leipzig 1920, Bd. IV, S. 71.
- (十) Cap. VI, § 9, p. 126. (Salomon) (或ハマン・マン・マン・マンの語用は特記や知る處ニキエロマン版トシ)
- (十一) Cap. VI.
- (十二) Salomon, S. 126, Fussnote. 「殆ハミ物トシテミ物トシ」 (tantum non monstro simile) と綴られた。

ブーフエンドルフの「ドイツ帝國政情論」についで

- (十三) Severinus von Monzambano (Samuel von Pufendorf), Über die Verfassung des deutschen Reiches. Verdeutsch von H. Bresslau. Berlin 1922. S. 31. (Einleitung des Übersetzers) Fr. Meinecke, Die Idee der Staatsräson, München 1925, S. 281.
- (十四) D. Schäfer, Deutsche Geschichte, Bd. II, S. 167. (Jena 1910)
- (十五) Th. Lindner, Weltgeschichte, Bd. VII, S. 112. (Stuttgart 1921)
- (十六) Salomon, (Einleitung) S. 5.
- (十七) E. Hölzle, Die Idee einer altgermanischen Freiheit vor Montesquieu, München 1925, S. 42f.
- (十八) Treitschke, S. 63.
- (十九) P. Joachimson, Der deutsche Staatsgedanke von seinen Anfängen bis auf Leibniz und Friedrich den Grossen, München 1921, S. LIII. (Einleitung)
- (二十) Bresslau, (Einleitung) S. 48.
- (二十一) Erdmannsdorffer, S. 54.
- (二十二) Meinecke, S. 282.
- (二十三) *ibid.* S. 282ff.

- (卅四) Lamprecht, Deutsche Geschichte, Bd. VI, S. 380.
- (卅五) *ibid.* p. 395.
- (卅六) Cap. VI, § 1, p. 116.
- (卅七) Cap. VII, § 7, p. 139 sq.
- (卅八) Cap. VI, § 6, p. 121.
- (卅九) *ibid.* § 8, p. 126.
- (四十) Cap. VII, § 5, p. 135.
- (卅一) Cap. VIII, § 8, p. 157.
- (卅二) Cap. VI, § 9, p. 127.
- (卅三) Cap. VIII, § 4, p. 149 sq.
- (卅四) *ibid.* § 10, p. 162.
- (卅五) Cap. I, § 2, p. 34.
- (卅六) *ibid.* § 3, p. 39, § 9, p. 40.
- (卅七) Cap. II, § 1, p. 48.
- (卅八) Cap. VI, § 9, p. 126.
- (卅九) Cap. V, § 5, p. 91.
- (四十) Cap. III, § 2, p. 67 sqq.
- (四十一) *ibid.* § 3, p. 69.
- (四十二) *ibid.* p. 70.
- (四十三) Cap. VI, § 9, p. 126 sq.
- (四十四) Cap. III, § 7, p. 73.
- (四十五) *ibid.* § 8, p. 74.
- (四十六) *ibid.* § 10, p. 76.
- (四十七) Cap. V, § 1, p. 87.
- (四十八) Cap. VI, § 9, p. 127.
- (四十九) Cap. VIII, § 4, p. 149 sqq.
- (五十) *ibid.* p. 151.
- (五十一) 最終版では「皇帝はこの國家(*respublica*)を正しき君主國の形態に變せんとする企圖を放棄すべく、諸邦も現在それ等を拘束せる絆(*vinculum, quo nunc tenentur*)を敢て忍び、完全に獨立なる自由(*plena et independens libertas*)を求むることなきやうにしななければならぬ。ただしそれは少くとも諸邦の大部分に對して隷従をもたらすであらう。なんととなれば現存の絆にして斷たれるならば弱き諸邦は強き諸邦か外國かのいづれかの餌食となることは疑ひの餘地がなからざる」と見えしむる。Salomon, p. 149, sq. (Fusnote) (以上)